

八頭町施設指定管理者募集要項

八頭町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び八頭町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年八頭町条例第189号。以下「手續条例」という。）第2条の規定に基づき、下記施設の指定管理者を募集します。

なお、詳細については、別添の協定書（案）を参照してください。

1 施設の概要

施設名称	位 置
下私都農産物加工施設	八頭町大坪68番地

2 指定管理者の業務

- (1) 施設等利用の許可に関する業務
- (2) 特産品の開発、製造及び販売に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他施設の運営に関して八頭町が必要と認める業務

3 指定の期間

令和9年4月1日から 令和12年3月31日まで

4 応募資格等

(1) 応募資格

応募資格を有するものは、町内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとします。

なお、法人格の有無は問いませんが、個人で応募することはできません。

ア 法人等の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消されてから、当該施設の指定期間に1年を加えた年を経過していない場合

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、町における一般競争入札等の参加を制限されている場合

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続している場合

エ 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納している場合

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び統制下にある団体または構成員

カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合

キ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいるもの

- (ア) 破産者で復権を得ない場合
- (イ) 議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等である場合
- (ウ) 町長又は副町長が地方自治法第142条に規定する役員等である場合
- (エ) 教育委員会委員が地方自治法第180条の5第6項に規定する役員等である場合（当該団体が教育委員会の職務に関し指定を受けようとする場合に限る。）
- (オ) 町長本人、議員本人及びその3親等以内の親族が経営する企業である場合。ただし、民法第34条に規定する法人を除く。

(2) 複数の法人等による応募

複数の法人等（以下「グループ」という。）が構成団体として申請する場合は、次の事項について留意してください。

ア グループで応募する法人等は、代表となる法人等を定めるものとし、代表となる法人等及び構成団体を変更することは、原則として認めません。

イ グループで応募する法人等の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって応募することはできません。

5 要項公開の期間

募集要項公開期間は、次のとおりとします。

公開期間 令和8年9月18日(金) から10月15日(木)午後5時まで

公開方法 公開期間内に、ファクシミリ又は電子メールで申し込んでください。
また、町のホームページでもご覧いただけますのでご利用ください。

6 説明会の開催

募集要項に関する説明及び現場の状況等についての説明会を、次により開催します。応募を予定している法人等については、あらかじめ申し込みの上、できる限り出席してください。

- (1) 開催日時 令和8年9月25日(金)午後3時から
- (2) 開催場所 八頭町役場本庁舎 3階 大会議室
- (3) 申込方法 説明会参加申込書（様式第8号）を、令和8年9月24日（木）午後5時までにファクシミリ又は電子メールで申し込んでください（参加人数は1団体2名まで）。

7 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年10月1日(木) から10月5日(月) まで
- (2) 受付方法 質問書（様式第9号）に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。回答は文書で応募者全員に行います。

8 申請書等提出方法

- (1) 提出先 八頭町役場 産業観光課

(2) 提出期間 令和8年10月6日(火) から10月16日(金)まで(土日祝日を除く
午前8時30分から午後5時00分まで)

(3) 提出方法 申請書は、持参してください。

＊ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付けません。

9 提出書類

(1) 申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式第2号)

(3) 自主事業に関する事業計画書(様式第3号)

(4) 収支予算書(様式第4-1号、第4-2号)

(5) 定款又は寄附行為の写し、役員名簿など組織に関する事項について記載した書類、登記
事項証明書、法人以外の団体にあつては会則等これらに準ずるもの

(6) 前事業年度の収支決算書(貸借対照表及び損益計算書)(申請の日の属する事業年度に
設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録、法人以外の団体にあつては当
該団体の業務内容、財務状況を明らかにすることができる書類)

(7) 法人以外の場合は代表者の住民票(申請日前3ヶ月以内に交付されたもの)

(8) 前年の納税証明書(法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税)又は納税義務
がない旨及びその理由を記載した書類

(9) 誓約書(様式第5号)

(10) 当該法人等概要を記載した書類(様式第6号)

(11) グループ応募の場合は、構成団体一覧表(様式第7号)

＊ 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。

＊ 提出部数は、1部提出してください。

10 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

11 選定の方法

指定管理者の候補者は、八頭町指定管理者選定委員会において選定します。

12 選定結果等の公表

応募状況について、申請した法人等の名称については公表し、選定結果については、各申
請者に文書で通知します。

13 指定管理者の指定

選定された指定管理候補者は、町議会の議決を経て指定します。

14 その他

(1) 提出書類(追加資料も含む。以下同じ。)は、理由のいかんにかかわらず返還しません。

- (2) 提出書類は、指定管理候補者の選定以外の用途には使用しません。
- (3) 提出書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。ただし、非公開とすべき個人情報等を除きます。
- (5) 受付期間終了後における提出書類の再提出又は差替えは、原則として認めません。
- (6) 事業計画書等の提出後に、辞退をする場合は、辞退届（様式第10号）を提出してください。
- (7) 保険の加入について、町で建物総合損害共済（火災・損害）、町民総合賠償保険（施設内）に加入しており、一般的な損害についてはこの保険が適用されるが、指定管理者の過失等に起因する事故の場合については、保険会社が損害賠償を求めてくる場合があり、その他想定外のことで損害賠償請求を受けたりすることがあるので、民間損保会社等で扱う指定管理者の賠償責任保険に加入すること。（保険料は指定管理者の負担となる）

15 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が応募資格を満たしていないことが判明したとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が応募資格を満たしていないことが判明したとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。
- (3) 上記（1）（2）の場合、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、施設等に係る管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

16 添付資料

- (1) 八頭町改善センター等設置条例（平成17年八頭町条例第123号）
- (2) 八頭町改善センター条例施行規則（平成17年八頭町規則第101号）
- (3) 協定書（案）

17 問い合わせ先

〒680-0493 八頭町郡家493番地
八頭町役場 産業観光課 （担当） 宮本
電 話 0858-76-0208
ファクシミリ 0858-76-0217
電子メール sangyou-kankou@town.yazu.lg.jp